

L P ガス販売事業者用保安教育指針の定期見直し事項について（案）

1. 本文・参考資料（資料 5-①参照）

- 本一（１）体系表を改正（①目的と適用範囲を体系表に記入②4. 1 項の題目変更に対応）し、本文の後に掲載する。
- 本一（２）冒頭に目的・適用範囲を追加する。
- 本一（３）文言の訂正（これらの責任者が…→この責任者が…）
- 本一（４）関係参考資料の追加（従来より教育訓練記録の様式は例示しているが、これに加えて保安教育計画表の様式を例示することにより、計画策定を促す。）
- 本一（５）教育に係る法令として平成 19 年 5 月 14 日より改正・施行の「消費生活用製品安全法」を追記する。
- 本一（６）文言の訂正（事故・災害が発生したとき→自社で事故・災害が発生したとき）
- 本一（７）文言の訂正（新人教育の過程が終了→新人教育の過程が修了）
- 本一（８）
- ・文言の訂正（製造、販売、貯蔵、…→高圧ガスの製造、販売、貯蔵、…）
 - ・不要箇所等の削除（S I 単位に関する注意喚起の削除）
 - ・K H K 保安専門技術者向け Web サイトの記事を削除
- 本一（９）
- ・消費者啓発のための参照資料を追記
 - ・K H K 保安専門技術者向け Web サイトの記事を削除
- 本一（10）文言の訂正（…を有し→…を入手し）
- 本一（11）圧力測定器具に関する記述を具体化
- 本一（12）
- ・バルク供給に係る習得すべき事項として「バルク貯槽安全弁交換作業」を追加。
 - ・K H K 保安専門技術者向け Web サイトの記事を削除
- 本一（13）
- ・一部記述の訂正（「供給設備（バルク供給を行う場合は、バルク供給を含む。）」「充てん設備（バルク供給を行う場合に限る。）」の括弧内文末に「以下同じ。」を追記）し、以後 同様の記述を省略。
 - ・点検・調査、保全工事等の委託業者へ徹底する事項として「バルク貯槽安全弁交換作業」を追加・
- 本一（14）
- ・本一（13）の改正により記述の省略
 - ・管理すべき協力会社として「バルク貯槽安全弁交換作業」を実施する者を追加
 - ・K H K 保安専門技術者向け Web サイトの記事を削除
- 本一（15）
- ・文言の訂正（充填→充てん）
 - ・自社配送の場合の習得させるべき事項に「非常時の対応方法及び連絡体制」を追加
 - ・配送業務管理に係る参考基準として「L P ガスバルク充てん作業基準（K H K S O 7 4 4）」を追加。

本— (16) 本— (13) の改正により記述の省略

本— (17)

- ・ 4. 1 3 題目変更（異常時及び災害時に対する訓練→異常時及び災害時の対応方法の徹底とその訓練）
- ・ 文言の訂正（事故災害→事故・災害）
- ・ 平成18年12月22日付の高圧ガス保安法液石則の改正により特定消費設備に係る事故が発生した場合に直ちに国に報告することが追加され、また特定消費設備の事故届の様式が一部改正された。これに伴い、これらも含めたLPガス事故発生時の対応方法を事業所内で検討・確立することを定め、また参考資料7として事故発生時の報告・届出方法等を掲載する。
- ・ KHK保安専門技術者向けWebサイトの記事を削除

本— (18) 4. 1 4 「事事故例・ヒヤリハット事例の研究」に係る参考資料を追加する。

本— (19) 最新の保安技術の習得事項として「マイコンメーターE、EB」を追記。

本— (20) 参考資料の改正 他

- ・ 参考1-1 保安教育計画表の様式（例）を追加する。
- ・ 従来、教育訓練記録の様式を参考1としていたものを参考1-2に訂正する。
- ・ 参考2「整備すべきマニュアル等」の見直し・最新化
- ・ 参考3「教育用資料の名称」の見直し最新化
- ・ 参考4「取得することが望ましい資格」 液化石油ガス設備士の業務内容について、平成19年6月27日付液石法規則等の改正により液化石油ガス設備士の業務範囲が追加されたことに対応して、記述を改正する。
- ・ 参考5「朝礼等で徹底すべき注意事項」について「朝礼等で徹底すべき注意事項及びその実施記録」として、その実施記録を保管できるよう様式を改める。
- ・ 参考7「液化石油ガス事故の報告方法について」を追加する。
- ・ 参考8-1「LPガス事故件数、死傷者数の推移と主な施策等」を追加する。
- ・ 従来、「別添1 消費者啓発の手引き」の付録として掲載していた「LPガス一般消費者事故集計表」を内容を最新化したものを参考8-2として掲載する。
- ・ 従来、参考8「事故対策の一例」として掲載していたものを見直し・最新化し、参考8-3として掲載する。また近年、業務用厨房事故が増加していることより、「業務用厨房に係る事故の概要」、また販売事業者責任による事故が増加していることにより、「販売事業者が原因となった事故の概要」として代表的な事故を数例掲載する。
- ・ 従来、参考8「情報収集用ウェブサイト（ホームページ）アドレス一覧」として掲載していたものを見直し・最新化し、参考9として掲載する。

2. 別添1 消費者保安啓発の手引き（資料5-②参照）

添1—（1）LPガス消費者事故の状況の記述について事故件数を改正

添1—（2）業務用厨房の事故が増加傾向にあること等を記載し、また啓発のためのリーフレットを例示し、付録として掲載する。

添1—（3）啓発の手段について一部記述の訂正

添1—（4）〈付録〉の見直し・追加 他

- ・「LPガス一般消費者事故集計表」を削除。（本文参考資料に最新版を掲載）
- ・一部記述の訂正
- ・E型メーター、燃焼器用ホースの写真の掲載
- ・〈付録〉の追加（保安ガイド 他）

3. 別添2 販売事業所が行う安全確保マニュアル 第1章 容器交換作業
（資料5-③参照）

添2の1—（1）容器内容積20L以下のみで、合計が40L以下の積載の場合は、容器に移動時の注意書きラベルを貼付していれば、イエローカードの掲載は不要（高圧ガス保安法液石則49条）とされており、この旨記載する。

添2の1—（2）容器内容積20L以下のみで、合計が40L以下の積載の場合は、消火設備・防災資機材・警戒標識は不要（高圧ガス保安法液石則49条）とされており、この旨記載する。

添2の1—（3）小容器移動時の注意ラベルの例（日団協基準）を例示する。

添2の1—（4）その他文言・字句の訂正等

4. 別添2 販売事業所が行う安全確保作業マニュアル 第2章 LPガス設備の修理と機器の交換・資料I～III（資料5-④参照）

添2の2—（1）平成19年6月27日の液化石油ガス法施行規則の改正により特定液化石油ガス設備工事に集合管等の取り外しが追加されたことに伴い、記述を追加する。

添2の2—（2）気密試験の保持時間について記載した表を改正する。（機械式自記圧計と電子式自記圧計の区別）

添2の2—（3）漏えい試験の方法について記述を訂正し、また保持時間について記載した表を改正する。（電子式自記圧計及び電子式圧力計とその他の圧力計の区別）

添2の2—（4）漏えい試験フローの記述を訂正する。

添2の2—（5）「S型保安ガスメーターの出荷モードの解除」について手順の訂正

添2の2—（6）その他文言・字句の訂正等

5. 別添3 事故発生時の応急措置等（資料5-⑤参照）

添3の（1）出荷時の処置について一部記述の訂正

6. 別添4 設備工事事業者管理マニュアル（資料5-⑥参照）

添4—（1）特定ガス消費機器の範囲の追加

添4—（2）委託先設備工事事業者の事業概要を記入するための様式の改訂（自記圧計について電気式と機械式の区別）

7. 別添7 ヒヤリハット事例（資料5-⑦参照）

・バルク供給に係るヒヤリハット事例集を掲載する。

8. 別添8 書類管理マニュアル（資料5-⑧参照）

添8—（1）まえがき一部記述の訂正

添8—（2）「書類管理の方法」帳簿の保存期間に関する記述を具体化

添8—（3）「帳簿の整備」帳簿の保存期間に関する記述を具体化

添8—（4）「3. 1 液化石油ガス販売事業者が販売事業所ごとに帳簿に記載すべき事項」について「保安機関として記載すべき項目」（点検・調査を拒否された場合に記載すべき項目を含む。）と「充てん事業者として記載すべき項目」を追加。

添8—（5）特定液化石油ガス設備工事事業者が記録すべき事項及び配管図面の内容について、電磁的方法により保存する場合に努めなければならない基準が改正（平成17年3月29日付）されていることにより、これに係る記述を改正する。